

# 今月の経理情報

2008年 3月

## 今回のテーマ： 会社法における減資の手続

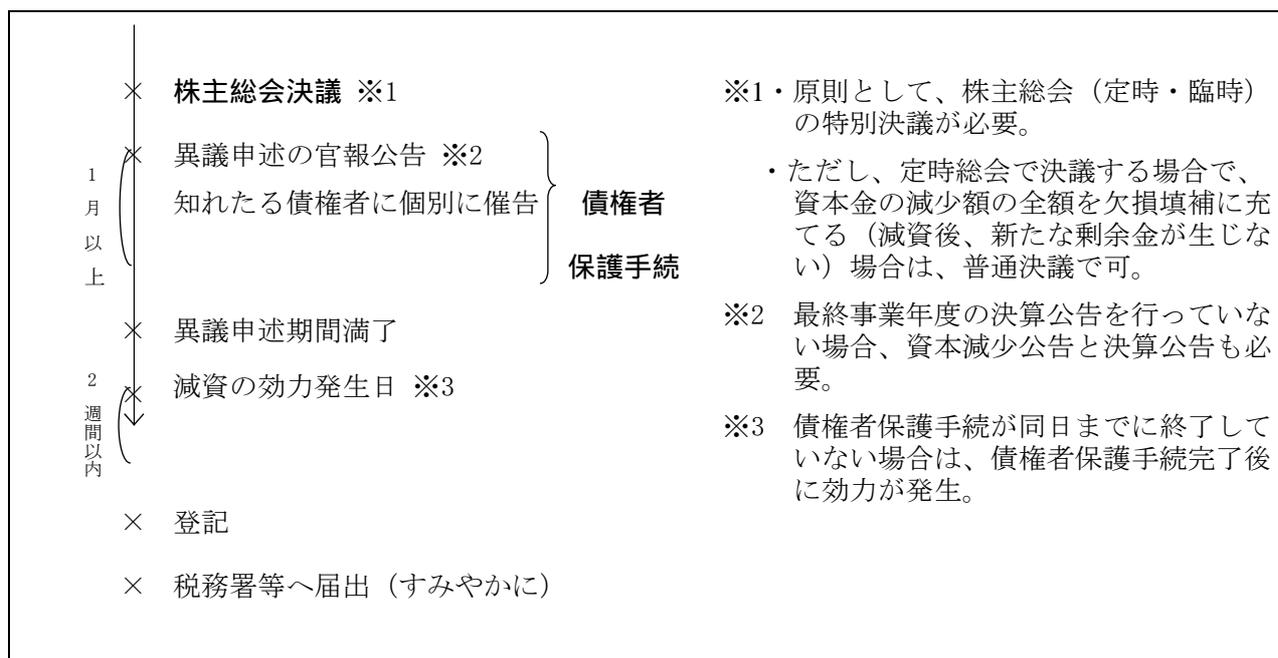
会社法における減資は、単なる純資産の部の計数の変動（資本金の額を減少させること）をいい、すべて旧商法の無償減資になります。

旧商法とは異なり、減資と払戻し・株式消却とは切り離されているため、手続上、留意が必要です。

### ・減資の手続

減資を行うためには、株主総会決議と債権者保護手続が必要です。

スケジュールは、つぎのとおりです。



### ・株主総会の決議事項

- ① 減少する資本金の額（資本金0円までの減資も可）
- ② 減少する資本金の額の全部または一部を準備金とするときは、その旨および準備金とする額
- ③ 資本金の額の減少がその効力を生ずる日（会社法では決議事※3）

### ・有償減資を行う場合の留意点

会社法では、旧商法で「有償減資」として規定されていた株主に対する出資の払戻しについては、「資本金の剰余金への振替」と「剰余金の配当」の2つの取引として整理され、株主に対する払戻しは「剰余金の配当」として一本化されたため、旧商法とは異なり、資本金の減少額を株主に直接払い戻すことはできなくなりました。

株主に金銭等の払戻しを行う場合は、株主総会で「減資の決議」と「剰余金の配当の決議」を併せて行い、減資の効力発生日以後に剰余金の配当を行う必要があります。

（次ページへ）

## ・減資に際して株式数を減少させる場合の留意点

会社法では、減資から株式消却が切り離されたため、減資に際して株式数を減少させるためには、株式併合の決議を別途採るか、自己株式の取得決議を行って、取得した自己株式を消却する必要があります。

### お見逃しなく！

1. 会社法で最低資本金規制が撤廃されたことや、中小企業支援法で資本金が一定額以下の会社には各種優遇制度が設けられていること等により、以前に比べ、減資に対する抵抗感が薄れてきています。
2. 資本金1億円以下に減資することにより、外形標準課税、留保金課税、交際費、中小企業者の税額控除など、税務上の取り扱いが異なります。  
※今月の経理情報2007年8月号「中小企業に対する優遇税制」  
下記ホームページをご参照下さい。  
[http://www.nichizei.com/nbs/modules/cjaycontent/mailma\\_bn/070907.pdf](http://www.nichizei.com/nbs/modules/cjaycontent/mailma_bn/070907.pdf)
3. 税務上の資本金等の額や利益積立金額は、減資の前後で変わりません。最低賃金は、外国人労働者にも適用されます。